# 産前産後期間相当分の国民健康保険税・国民年金保険料が免除されます!

国民健康保険税の免除について 【国保年金課国保税係 20番窓口 電話 232-9526】

対象となる方・受付期間

- ●国民健康保険被保険者で令和5年11月1日以降に出産(または出産予定)の方 妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産および人工妊娠 中絶の場合も含みます)。
- ●出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

### 届出に必要な書類

- ●**届出書**(国保年金課のホームページよりダウンロード可)
- ●出産前の場合は、**母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページのコピー** 出産後で水戸市で親子関係が確認できる場合は不要です。

※別世帯の子の場合、出生証明書など親子関係が確認できる書類のコピーが必要です。

# 届出先 (郵送可)

国保年金課国保税係(〒310-8610 水戸市中央 1-4-1), 赤塚・常澄・内原出張所

### 国民年金保険料の免除について 【国保年金課国民年金係 24 番窓口 電話 232-9529】

対象となる方・受付期間

- ●国民年金第 1 号被保険者で平成 31 年 2 月 1 日以降に出産(または出産予定)の方 妊娠 85 日 (4 か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産および人工妊娠 中絶の場合も含みます)。
- ●出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

## 届出に必要な書類

- ●申出書(日本年金機構のホームページよりダウンロード可)
- ●出産前の場合は、**母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページのコピー** 出産後で水戸市で親子関係が確認できる場合は不要です。

※別世帯の子の場合、出生証明書など親子関係が確認できる書類のコピーが必要です。

- ●基礎年金番号通知書または年金手帳 (郵送の場合は不要)
- ●運転免許証やマイナンバーカードなど身元確認書類 (申出書に個人番号を記入し 郵送する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面のコピー)

#### 届出先 (郵送可)

国保年金課国民年金係(〒310-8610 水戸市中央 1-4-1)、赤塚・常澄・内原出張所

#### 免除対象 (国民健康保険税, 国民年金保険料共通)

出産予定月(または出産月)の前月から 2 カ月後までの 4 カ月について、出産する方の国民健康保険税と国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠(二人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定月(または出産月)の 3 カ月前から 2 カ月後までの6 カ月について免除されます。

|        | 3 カ月前 | 2 カ月前 | 1 カ月前 |              | 1カ月後 | 2 カ月後 | 3 カ月後 |
|--------|-------|-------|-------|--------------|------|-------|-------|
| 単胎妊娠の方 |       |       |       | 出産予定月<br>出産月 |      |       |       |
| 多胎妊娠の方 |       |       |       | 出産予定月<br>出産月 |      |       |       |